

人権の尊重

事業活動に関わるすべてのステークホルダーの人権尊重に向けた取り組みを推進しています。

基本的な考え方

当社は、グローバルに事業を展開する企業として、人権の尊重を最も重要な事項の一つと考え、「大気社行動規範」において基本的人権を尊重し、差別的取り扱いやハラスメントなどの個人の尊厳を損なう行為を行わないことを規定しています。「世界人権宣言」や「労働における基本原則及び権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際規範を尊重し、社員やお取引先も含め、人権に配慮した事業活動を推進しています。

当社の人権に関する考え方を社員に周知するとともに、内部監査や内部通報窓口を通じて人権の尊重に反する行為を把握し、適切な対応を迅速に取るなどの取り組みを進めています。

人権方針

2024年5月、当社グループのすべての役員及び社員（契約社員・派遣社員・出向社員などを含む当社グループの業務に従事するすべての社員）を対象とした、「大気社グループ人権方針」を策定しました。

● 人権方針の構成

1. 適用範囲
2. 人権に関する国際規範の尊重
3. 法令等の順守
4. 当社における重点取組項目
1. 差別やハラスメントの禁止
2. 児童労働・強制労働の禁止
3. 労働安全衛生
4. 労働者の権利の尊重
5. 個人情報の保護
6. 優越的地位の濫用の禁止
7. 地域住民への配慮
5. 人権デュー・ディリジェンスの実施
6. 是正・救済の実施
7. 役員及び社員の人権意識の啓発
8. ステークホルダーとの対話・協議
9. 人権に関する取組状況の開示

当社グループは、企業理念として「永続的に成長し、社会に貢献する会社づくり」「魅力ある会社づくり」を掲げ、事業活動を通じてお客さま・協力会社の繁栄、社員の豊かな生活を実現することで社会に貢献するとともに、社員にとって働きがいのある会社づくりを目指しています。

企業理念の実現にあたっては、当社グループの事業活動に関わるすべての人権尊重が不可欠と認識しており、本方針は当社グループが今後も人権を尊重する責任を果たしていくため、事業活動における人権に関する規範として定めたものです。

本方針は、諮問委員会であるサステナビリティ委員会の審議を経て、取締役会で決議されており、今後の社会情勢や事業活動の変化などに応じて適宜見直しを実施します。

今後は、役職員の人権に対する意識醸成を進めるとともに、人権デュー・ディリジェンスを実施する体制の整備に着手し、国際規範に照らして企業に求められる人権への対応に積極的に取り組んでいきます。



人権方針



人権対応に向けたステップ

ステップ① 人権方針策定

- 人権に関する社内外へのコミットメントの実施
- 同時に、社内の各種方針への人権規定の挿入等を実施

ステップ② 人権影響評価

- 各社の業界ごとの課題や展開国・地域、サプライチェーンの広がりなどを踏まえて、各社の事業活動の中で発生し得る人権リスクの特定や評価を行い、重要な人権リスクを特定
- 特定した人権リスクについて、各社内ではどのようなマネジメント体制を構築し、取り組んでいくべきかについて対応方針を明確化

ステップ③ 人権デュー・ディリジェンス の実施

- ステップ②で特定された人権リスクごとに、想定され得る対応方法（是正措置）を検討
- 当社グループだけでなく、お客さまやお取引先を含めたサプライチェーン全体で人権を侵害するような事態が発生していないかをチェック

ステップ④ 苦情処理メカニズムの構築

- 人権デュー・ディリジェンスの実施と並行して苦情処理メカニズムを整備
- 社内窓口のみならず、人権的な見地から要請される窓口の設置に関して、国際的に求められる要件、国内外企業の実践方法などを踏まえて、実効的な苦情処理メカニズムを構築

当社の事業活動、研究開発活動において創造された発明等を知的財産として保護し、事業への活用を図っています。

基本的な考え方

当社は、最新のテクノロジーをグローバルで共有し、高付加価値のエンジニアリングとして各地域のお客さまに提供することができるよう、事業戦略、研究開発戦略、知財戦略の一体化を図り、事業経営に直結した知的財産活動をグループ全体で推進します。

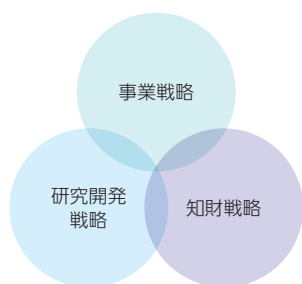
知的財産活動

当社は、「エネルギー・空気・水の創造的なエンジニアリングにより、持続可能な社会へ貢献する」との長期ビジョンのもと、長期戦略として差別化戦略を掲げています。

また、中期経営計画における基本方針として、「コア事業のさらなる強化」と「新たな価値創出への挑戦」を掲げています。

当社の長期戦略、基本方針の実現に向けて、事業戦略、研究開発戦略、知財戦略の一体化を図る必要があります。

研究開発や知的財産活動がコア事業の収益や事業領域の拡大に貢献できるよう、研究開発の成果を着実に権利化することで他社に対する事業の優位性を確保し、それを事業に結びつけることで収益性を確保できるよう、事業経営に直結した知的財産活動を推進しています。



事業の創出をサポートしています。

検証困難な発明は、ノウハウとして秘匿し守ることで、他者の追従を許さず、競争優位性を確保しています。

当社は他者の知的財産を尊重します。また、他者知的財産の監視・評価を行い、知的財産リスクの低減、侵害や係争の未然防止に努めています。

イノベーション創出に向けた取り組み

職務発明規程、表彰制度

当社は、2022年に職務発明規程を改定し、出願時、権利確定時、実施時に報奨金を支払う規定を大幅に改定しました。さらに、

毎年の創立記念式典において、発明者に報奨金を支払うとともに、社長から発明者に賞状を授与することで、社員の創作意欲の向上を図っています。



知的財産の保護・活用

当社では、2023年4月に独立した部署として知的財産部を新設しました。この知的財産部を軸として、発明・考案・意匠等に係る特許権等の「知的財産権」、ブランド・営業秘密・ノウハウ等の「知的財産」、人的資本・経営理念・顧客とのネットワーク・技能等の「知的資本」を当社固有の知的資産と認識した上で、有効に組み合わせ活用し、収益につなげようとしています。

当社の独自技術に関わる発明は、事業を守る特許として特許ポートフォリオを構築し、競争優位性の確保に活用しています。

オープンイノベーションによる第三者との共創により創出された発明は、第三者と共同で特許ポートフォリオを構築し、新規

知的財産教育の実施

当社では、知的財産や特許に対する意識の向上、知識の修得を目的として、全従業員に対する知的財産教育を実施しています。

「技術の伝承」プロジェクト

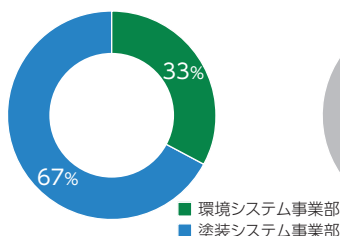
当社は施工現場を中心とする製作・据付方法、安全な工法や手順など、ベテラン社員が培ってきた技術・技能を次世代に伝えることが他社との差別化や

企業価値向上につながるものと考え、2023年から「技術の伝承」プロジェクトをスタートさせました。

プロジェクトの第一歩となる2023年度は、品質や安全性の向上、現場のロードを軽減するフロントローディングの一つの手法として、現場で活用されている技術を動画形式でまとめました。ベテラン社員が活用しているノウハウ(暗黙知)を形式知化し、技術プラットフォームを充実させることで、知的財産活動の深化を目指していきます。



● 特許ポートフォリオ



● 2023年新規特許出願

